

第13回 関空一周ヨットレース

帆走指示書(SI)

第13回関空一周ヨットレース_帆走指示書_ver1(2025年4月1日発行)

[NP]の表記は、艇は、他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。

これは、規則 60.1(a)を変更している。

[SP]の表記は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができることを意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。

[DP]の表記は、プロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。

1. 規則

1-1 本レガッタには、「セーリング競技規則 (RRS)」に定義された規則が適用される。

1-2 レース公示と当帆走指示書に矛盾が生じた場合は、帆走指示書を優先する。

1-3 外洋特別規定(OSR)2024-2025 附則 B インショアレース用特別規定並びに OSR 国内規定を適用する。

1-4 付則 T を適用する。「レース後ペナルティー」を履行した艇は、得点略語「ARB」を用いて記録される。これは、RSS A10 を変更している。

1-5 World Sailing 試行規則 DR21-01 に従い、定義スタートを次のとおり変更する。

スタート 艇体がスタート・ラインのプレスタート・サイドに完全に入っていて、規則 30.1 が適用される場合にはその規則に従い、艇体の一部がスタート・ラインをプレスタート・サイドからコース・サイドに向かって、以下のいずれかのときに横切る場合、艇は**スタート**するという。

(a) スタート信号時またはスタート信号後に、または

(b) スタート信号前の最後の1分の間に

艇が定義**スタート**の(a)項に従ってスタートする場合、艇はスタート・ラインのプリスタート側に戻ってもよい。

艇が定義**スタート**の(b)項に従ってスタートする場合、艇の所要時間に5%追加されなければならない。

1-6 「IRC」クラスについては、以下も適用する。

1-6-1 IRC Rule 2025 Part A,B,C(但し、以下を変更する)

艇に搭載するセールを変更することができる(21.1.5(d)の変更)。

証書記載のクルーナンバーによる乗員制限をしない(22.4の変更)

2. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の出艇申告受付開始前までに掲示される。

3. 選手とのコミュニケーション

3-1 競技者への通告は、ヨットハウス(管理棟)1F 会議室付近に設置された公式掲示板に掲示される。

3-2 レース本部は、ヨットハウス(管理棟)1F 会議室に位置する。

連絡先TEL : 090-4645-2228 (大会当日限り)

4. 行動規範

4-1 [DP] 競技者および支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。

4-2 [DP] 競技者および支援者は、主催団体によって提供された、装備(GPSトラッキング装置、貸与ゼッケン)を、その使用に関する指示に従い、その機能を妨げることなく、実行しなければならない。

5. 陸上で発する信号

5-1 陸上で発する信号は、出艇申告受付開始から抗議締切時刻の間、レース本部前のポールに掲揚される。

5-2 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号『回答旗』中の「1分」を30分以降と置き換える。

5-3 [DP] 音響1声とともに掲揚されるD旗は、「艇は、この信号が発せられるまでハーバーから離れないよう求められる」ことを意味する。予告信号は、予定された時刻より前、またはD旗が掲揚された後60分より前には発せられない。

6. 日程

5月3日(土)	17:00-17:30	受付/出艇申告(ヨットハウス(管理棟)1F 外側)
	17:30-	*ただし、岬町長杯ヨットレース参加艇は、5月3日08:30-09:15とする。 ウエルカムパーティー(大阪府立青少年海洋センター特設会場)
5月4日(日)	07:30-08:00	出艇申告(ヨットハウス(管理棟)1F 外側)
	〃	GPSトラッキング装置の受取
	08:00	*ただし、岬町長杯ヨットレース参加艇は、5月3日08:30-09:15とする。 艇長会議(ヨットハウス(管理棟)前)
	09:15	「V」クラス 予告信号
	09:45	「A」「B」「C」クラス 予告信号
	14:30	第1レース タイムリミット
	15:30	第2レース タイムリミット
	17:30	表彰式(大阪ベイ淡輪ヨットクラブハウス前)(予定) 【ただし、レースの終了時刻により変更の可能性あり】

7. クラスの識別

7-1 [DP][NP]クラスを識別するため、艇はゼッケンをマストより前方、両舷ライフラインにとりつけなければならない。

7-2 クラス旗は次の通りとする。

クラス	クラス旗
A	白地に赤字 A
B	白地に青字 B
C	白地に緑字 C
V	灰色地に金字 V

8. レースエリア

レースエリアは、大阪湾南部の淡輪ヨットハーバーおよび関西国際空港を囲む水域とする。

9. コース

9-1 第1レース:スタート・マーク(淡輪ヨットハーバー沖) → 関空橋ゲート → マーク1 →

第1レース・フィニッシュマーク ※Vクラスは第1レースのみ実施

第2レース:第1レースのコースを含み、ゲートマーク通過後も継続して行われる。

スタート・マーク(淡輪ヨットハーバー沖) → 関空橋ゲート → マーク1 →

第1レース・フィニッシュマーク → マーク2 → 第2レース・フィニッシュマーク

9-2 付属文書 A「関空一周ヨットレースコース図」は、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを示す。概ねのコースの距離は第1レース 7.6 マイル、全行程 15 マイルである。

9-3 [NP]各マークの位置

- ① スタート・マーク (淡輪ヨットハーバー沖 約 2 マイル)
 - ② 関空橋ゲート (帆走指示書 9-4)
 - ③ マーク 1 $34^{\circ} 25.978N, 135^{\circ} 17.442E$ (関空橋東 0.5 マイル)
 - ④ 第1レース・フィニッシュマーク マーク 1 の北西約 0.2 マイル
 - ⑤ マーク 2 $34^{\circ} 28.119N, 135^{\circ} 14.701E$ (関空島北端 0.5 マイル)
 - ⑥ 第2レース・フィニッシュマーク $34^{\circ} 25.634N, 135^{\circ} 11.053E$ (関空島西端 0.5 マイル)
- ※各位置は概位であり、位置の不正確さは艇による救済要求の根拠にはならない。これは RRS61.1(a) を変更している。

9-4 関空橋ゲート

- ① コース上の通過すべきゲートは、船舶通航路として指定された 3 つのゲート(海面からの高さ 25m 横幅 130m)の内、『スタート・マークからコースの方向に見て右側の 1 ゲートのみ』である。
- ② 他のゲートを通過した場合は、ゲートの通過とはみなさない。
- ③ 該当ゲートの橋梁標識には『中央部に中央標(赤丸 2 本線)およびけた下 25M、右端に右側端標(赤色三角形)、左端に左側端標(緑色四角形)』の表示がある。橋脚下部に衝突防禦ネットがある。



- ④ 付属文書 B「関空橋ゲート」は、通過ゲートの写真である。
- ⑤ 関空橋の橋脚の高さは同一ではない。他のゲートを通じた場合に起きる物的損傷または個人の傷害もしくは死亡に対する責任に対し、主催団体はその責任を否認する。

9-5 航行禁止区域

関空島周囲の A,B,C,D,E,F 点を結ぶ線の内側は航行禁止区域である。艇はこの区域を帆走してはならない。各点の位置は付属文書 A「関空一周ヨットレースコース図」に示す。
関空島から各点までのおおよその距離は 500m である。

10.マーク

- 10-1 スタート・マークは、レース委員会信号艇と赤色の円筒形(膨張式)ブイである。
- 10-2 マーク 1 およびマーク 2 は黄色の円筒形(膨張式)ブイである
- 10-3 第1レース・フィニッシュマークは赤色の球形ブイである
- 10-4 第2レース・フィニッシュマークは、レース委員会信号艇と黄色の円筒形(膨張式)ブイである。

11.スタート

11-1 レースは、RRS26 に従ってスタートする。

スタートまでの時間(分)	視覚信号	音響信号	意味
5	クラス旗	1 声	予告信号
4	P 旗、I 旗、I 旗と Z 旗、U 旗、黒色旗	1 声	準備信号
1	準備旗降下	長音 1 声	1分
0	クラス旗降下	1 声	スタート信号

11-2 スタート・ラインは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端の赤色のスタート・マークの間とする。

11-3 [NP]スタート信号時に、艇が RRS29.1(個別リコール)に従わなければならない場合、レース委員会は音響信号一声と共に X 旗を掲揚し、VHF74ch で、その艇のセール番号またはゼッケン番号を送信するように努める。送信できなかつたり、送信のタイミングが的確でなかつたりしても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS 61.4(b)(1)を変更している。

11-4 スタート信号後 30 分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった(DNS)』と記録される。これは RRS A 5.1 と A 5.2 を変更している。

12.スタート後のコースの短縮

コースの短縮はしない。

13.コースの次のレグの変更

レース委員会はコースの次のレグの変更は行わないよう努める。
止むを得ず行う場合は、回航マークにおいて、反復音響と共に C 旗を掲揚し、次のマークへのおおよそのコンパス方位および距離を掲示する。新しいマークは赤色の円筒型ブイである。これは RRS33(b)を変更している。

14.フィニッシュ

14-1 第 1 レースのフィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるレース委員会の運営艇の青色旗を掲揚したポールと、ポートの端の赤色の第1レース・フィニッシュマークの間とする。

14-2 第 2 レースのフィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇の青色旗を掲揚したポールと、ポートの端の黄色の第2レース・フィニッシュマークの間とする。

15.ペナルティー

15-1 RRS 第 2 章に関わる規則違反については、RRS44.2「2 回転ペナルティー」を適用する。

15-2 [DP]RRS 第 2 章以外の規則違反については、プロテスト委員会は失格または適当と判断される値の「得点ペナルティー」または「タイムペナルティー」を課することができる。これらは RRS64 を変更している。

16.タイムリミット

16-1 第1レースのタイムリミットは 14:30 とする。

16-2 第2レースのタイムリミットは 15:30 とする。

16-3 当該時刻までにフィニッシュしない艇はフィニッシュしなかった(DNF)と記録される。第 1 レースにフィニッシュしなかった艇は、第 2 レースもフィニッシュしなかったと記録される。

これは、RRS 35、A 5.1、A 5.2 を変更している。

17.審問要求

17-1 抗議締切時刻は、最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースは行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 70 分とする。時刻は公式掲示板に掲示される。

17-2 審問要求の様式は、ヨットハウス(管理棟)1F 会議室にあるレース本部で入手できる。

17-3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告が掲示される。審問は、指定したプロテスト・ルームにて掲示された時刻に始められる。

17-4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示を、RRS60.2(d)に基づき公式掲示板に掲示する。

18.得点

18-1 得点方式は、付則 A の低得点方式を適用する。

18-2 各クラスの得点は次により決定する

〈A、B、C、V クラス〉

18-2-1 各艇の所要時間に T.C.F を乗じた修正時間(秒単位)により順位を決定する(修正時間 = T.C.F × 所要時間)。

18-2-2 同一修正時間の場合は、T.C.F.値の低い艇を上位とする。この項は RRS A7 を変更している。

〈IRC クラス〉

18-2-3 各艇の所要時間に TCC を乗じた修正時間(秒単位)により順位を決定する(修正時間 = TCC × 所要時間)。

18-2-4 修正時間が同一の場合は、TCC 値の低い艇を上位とする。この項は RRS A7 を変更している。

18-3 成立したすべてのレースをカウントする。この項は RRS A2 を変更している。

18-4 シリーズ得点でタイがある場合は、最後のレースの得点で順位を付ける。この項は RRS A8 を変更している。

18-5 シリーズの成立には、1 レースを完了することが必要である。

19 [DP]一時的なエンジンの使用

RRS42.3(h)を次の通り変更し、適用する。

19-2 艇は、次の条件で、そのレースで著しく有利にならない場合に限り、エンジンまたは他の方法で推進することができる。

①コース上の障害物(関空橋、灯標、灯浮標等)または第2章の規則に従って帆走中の艇以外の船舶との衝突を緊急に防止しなければならない場合

②強風または無風、または強潮を含む極端な天候から避難しなければならない場合

19-3 艇がエンジンを使用した場合、使用開始時刻および停止時刻(または稼動時間)、および使用状況(使用開始時点での気象・海象・概位・航走方向・航走距離等を含め)を記録した申告を、抗議締切時刻までにレース本部に提出しなければならない。申告の書式は任意とする。

19-4 申告に基づき、プロテスト委員会は適当と判断される値の「ペナルティー」を課することができる。

20.[DP][NP]安全規定

20-1 出艇申告

SI 6「日程」の指示時間内にレース本部に備え付けの所定用紙に艇長が署名し、レース委員会が準備する GPSトラッキング装置を受け取り、艇に搭載しなければならない。

20-2 帰着申告

艇長は、レース終了後 70 分以内に「ゼッケン」と GPS トラッキング装置を返却し、レース本部に備え付けの所定用紙に艇長が署名しなければならない。

20-3 個人用浮揚用具

20-3.1 参加艇は、OSR 付則 B インショアレース用特別規定 5.01.1 および OSR 国内規定 5.01.1 に規定された個人用浮揚用具(ライフジャケット)を装備しなければならない。

- ・ JSAF 登録艇に装備する個人用浮揚用具は、国土交通省型式承認 TYPE A か同等品(認証・桜マーク付き)または ISO12402-2(Level 275)、3(Level 150)、4(Level 100)、5(Level 50)いずれかの適合品でなければならない。
- ・ JSAF 非登録艇に装備する個人用浮揚用具は、国土交通省型式承認 TYPEA か同等品(認証・桜マーク付き)の「小型船舶安全規則に規定する小型船舶用救命胴衣」でなければならない。

20-3.2 レースのためハーバーエリアから出港後、レース終了後ハーバーエリアに帰港する間、個人用浮揚用具(ライフジャケット)を着用しなければならない。これは第 4 章前文を変更している。個人用浮揚用具はすべての着衣の上に装着すること。レース委員会またはプロテスト委員会がこれに違反している艇を目撃した場合、警告を発する場合がある。

20-4 携帯電話

参加艇はレース海域で使用できる 2 台以上の携帯電話を携帯しなければならない。

21.[DP][NP]リタイア

レースからリタイアする艇は、最初の妥当な機会にレース委員会に伝えなければならない。

艇は、陸上に戻ったら直ちに、リタイア申告書(様式不問)を提出しなければならない。

22.[DP][NP]無線の使用

艇は、レース中 VHF74ch での無線送信をしてはならない。

それ以外のいかなる通信形態・情報も制限しない。これは、RRS41 の「外部の援助」に該当しないこととする。

23.運営艇

23-1 運営艇は「閑空一周ヨットレース」旗を掲揚する。

23-2 PROTEST 旗、PRESS 旗を掲揚している艇も運営艇である。

24.賞

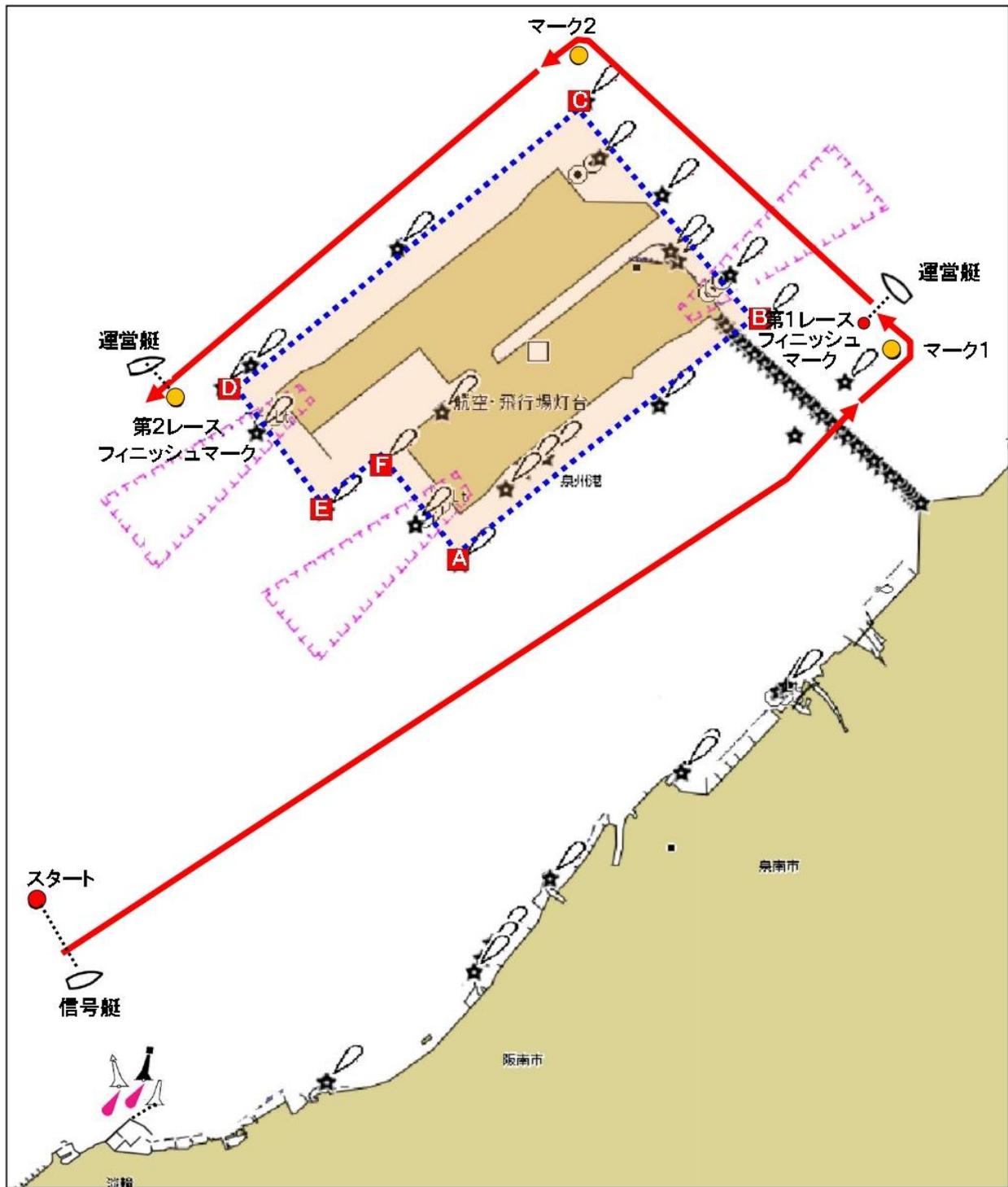
24-1 第 2 レースのファーストホーム艇に賞を授与する。ただし、第 2 レースが不成立の場合は、「V」クラスを除いた、第 1 レースのファーストホーム艇に賞を授与する。

24-2 「A」、「B」、「C」、「V」各クラス 1 位に賞状及びカップを授与する。2~3 位はカップを授与する。(「IRC」クラスは成績の掲示のみ行う。)

25.リスク・ステートメント

RRS 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

関空一周ヨットレース コース図



各マークの位置 (概位)

スタート	(淡輪ヨットハーバー沖 北約2マイル)
マーク 1	34° 25.978N 135° 17.442E
第1レース・フィニッシュマーク	(マーク 1 より北西約0.2マイル)
マーク 2	34° 28.119N 135° 14.701E
第2レース・フィニッシュマーク	34° 25.634N 135° 11.053E

航行禁止区域 の位置

A	34° 24.470N	135° 13.665E
B	34° 26.222N	135° 16.277E
C	34° 27.810N	135° 14.728E
D	34° 25.725N	135° 11.622E
E	34° 24.832N	135° 12.495E
F	34° 25.162N	135° 12.988E

付属文書 B 「関空橋ゲート」



スタート・マークから
コースの方向に見たゲートの写真

(写真 1) 遠景



(写真 2) 通過ゲート全体



(写真 3) ゲート上部

赤色円に赤タテ線 2 本の標識

「けた下 25M」の標識



(写真 4・5)

右端に赤色三角形マーク

左端に緑色四角形マーク

橋脚下部に衝突防禦ネット